

30 監査公表第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、愛知県教育委員会教育長から注意改善を必要とする事項について措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

平成 30 年 8 月 10 日

愛知県監査委員 篠 田 信 示  
同 川 上 明 彦  
同 山 内 和 雄  
同 峰 野 修  
同 須 崎 か ん

随時監査の結果（平成30年5月18日30監査公表第5号）に基づいて講じた措置の内容

該当機関	注意改善を必要とする事項	措置の内容
佐屋高等学校	<b>【指導事項】</b> 現金の収納に係る領収書の 交付が不適切であったもの	領収書の交付について、委託販売 及び実習販売において、愛知県財務 規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号） に定める領収書を、現金の受領の都 度交付するよう徹底した。 また、愛知県教育委員会では、平 成 30 年 5 月 8 日付けで関係県立高 等学校に対して、随時監査の結果を 周知し、再発防止と会計事務の適正 な執行に努めるよう通知した。